

教育環境の維持

- ◎ 集団感染のリスクが高まる3条件(密閉・密集・密接)を回避した教育活動を実施する。
- ◎ 児童生徒、教職員共に、こまめな換気、うがい、手洗い、咳エチケットを実践する。

授業、給食について

○通常授業、学校行事等に関する事項

- ・ 児童生徒の座席間の距離をできるだけとり、全員が前を向いた学習形式で行う。
- ・ 空き教室を適宜活用し、少人数授業体制をとる。
- ・ 教育活動において、市内に限らず県内他市町村の学校等との交流活動を実施可とする。実施の際は、3密回避、手洗い、マスクの着用、手指の消毒等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ・ 運動時はマスクを外しても構わないが、待機や応援をしている時などはマスクの着用を奨励する。
- ・ 徹底した感染防止対策を実施した上で、県内他市町村への修学旅行、自然教室、校外学習については実施可とする。他校と合同で実施する際は昼食や飲食は、他校との会食形式では行わない。また、バス乗車時もマスクの着用を徹底するとともに、水分補給以外は飲食を控えさせる。
- ・ 市内の学校等との交流活動を行う場合は、参加計画を事前に教育委員会に提出する。

○グループ学習に関する事項

- ・ 全員がマスクを着用する。

○給食に関する事項

- ・ 配膳を行う児童生徒が衛生的に当番活動を行うことができるか確認する。
- ・ 全員が食事前に確実に手洗い・うがいを行ったか確認する。

毎日の健康観察、感染防止対策について

○検温・受診について

- ・ 家庭と連携し毎朝の検温を行い、風邪症状の確認を行う。少しでも症状がある場合は無理をせず休養させるとともに、速やかな受診を勧める。併せて同居家族も体調変調時は、速やかに受診するよう勧める。
- ・ 登校前に検温ができなかった児童生徒は、朝のうちに学校で実施する。(検温表を家庭に配布し、協力を依頼する。)

○消毒について

- ・ 多くの人が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり等)を1日3回(午前・昼・午後)消毒液で拭く。(活動頻度によって1回以上)
- ・ 全職員で徹底した消毒に取り組む。

○生活習慣の改善について

- ・ 抵抗力を高めるための十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事について、適宜学校医・薬剤師からのアドバイスを受けながら養護教諭が学級担任と連携して指導を行う。

教育環境の維持

部活動について

・県内他市町村の学校等との部活動の練習試合等を含む交流活動を実施可とする。実施の際は、3密回避、手洗い、マスクの着用、手指の消毒等の基本的な感染症対策を徹底する。

・他校と合同で実施する際は昼食や飲食は、他校との可食形式では行わない。また、バス乗車時もマスクの着用を徹底するとともに、水分補給以外は飲食を控えさせる。

・部活動の練習試合等を含む交流活動を行う場合は、極力少ない校数で実施する。

・県外への大会参加や遠征については、基本的に行わない。
(教育委員会に相談する)

・練習試合等を含む交流活動を行う場合は、参加計画を事前に教育委員会に提出する。

・計画した部活動の練習試合等を含む交流活動について、期日間近に自校の状況はもちろんのこと、相手校や訪問先の状況を確認し、状況によっては延期もしくは中止の判断をする。

※部活動の実施に当たっては、各競技団体や各文化団体が示している最新の感染症ガイドライン等を改めて確認し、その内容を遵守する。

※運動時はマスクを外して構わないが、待機や応援の際はマスクの着用を徹底するとともに、応援は極力発声を控えさせる。

学習発表会、合唱コンクール等の行事等について

・来校する保護者等の参観について、会場での十分なソーシャルディスタンスが保てるよう、「各家庭からの参観者数を制限する」「発表学年ごとに参観者を入れ替える」等、各校の実状に応じた計画を立てる。

・来校する保護者等には、家庭での検温の依頼とその結果の把握又は会場での検温の実施に努めるとともに入口で手指の消毒ができるように配慮する。

・運動会や学習参観等の行事においても、保護者等の参観者同士の「密」を回避するように工夫するとともに参観者と児童生徒の接触を避けるように配慮する。

発症時の臨時休業等の措置

1 感染者、濃厚接触者と判定された場合の出席停止等の措置について

- (1) 児童生徒が感染者又は濃厚接触者（PCR検査は陰性）と判定された場合、当該児童生徒は保健所が療養あるいは健康観察などが必要として指示する日までを出席停止とする（療養は10日間、健康観察は14日間とされることが多いが、個別に異なることがあることから、保健所の指示によること）。
- (2) 児童生徒と同居する家族が感染者と判定され、児童生徒が濃厚接触者と判定された場合、PCR検査の結果に応じて上記(1)の対応とする。濃厚接触者と判定されずPCR検査も不要とされた場合は特段の対応は不要。また、同居する家族が濃厚接触者と判定された場合は、当該家族のPCR検査（抗原検査も同様）の結果が出るまで出席停止とする。その後、当該家族のPCR検査で陰性の判定が出た場合は出席停止を解除するが、保護者の意向で経過観察として登校を自粛する場合は登校を要しない日（出席停止等）として対応する。

2 体調不良等により個人的に検査を受けることになった場合について

- (1) 濃厚接触者ではない児童生徒が抗原検査・PCR検査を受けることになった場合は、その日から判定結果が出るまで登校を自粛するよう周知徹底する。その期間は登校を要しない日（出席停止等）とする。陰性判定の場合は登校して差し支えない。また、陽性の場合は、療養が必要として保健所が指導する日までを出席停止とする（療養は10日間とされることが多いが、個別に異なることがあることから、保健所の指導によること）。
- (2) 児童生徒と同居する濃厚接触者ではない家族が抗原検査・PCR検査を受けることになった場合、その日から判定が出るまで登校を要しない日（出席停止等）とする。陰性判定の場合は登校して差し支えない。また、当該家族が陽性判定となった場合は、上記1(2)と同様の対応とする。これらの場合についても、学校・校長に確実に報告されるよう、保護者への依頼を徹底する。

3 臨時休業(又は閉鎖)の措置について

- (1) 児童生徒の感染が確認された場合
 - ・保健所の指導に基づき、濃厚接触者が確定されるまでの間は学校閉鎖とする。その後も保健所の指導を受け、登校可能な範囲を決定する。
 - ・教職員が自宅待機する範囲も保健所の指導を受け、決定する。
- (2) 教職員の感染が確認された場合
 - ・保健所の指導に基づき、濃厚接触者が確定されるまでの間は学校閉鎖とする。この場合は原則として全教職員を自宅待機とする。
- (3) 学校閉鎖、臨時休業及び学年閉鎖の期間の決定
 - ・濃厚接触者が確定された後、保健所の指導に基づき学校閉鎖、臨時休業及び学年閉鎖の期間を決定する。
 - ・学校閉鎖の範囲についても保健所の指導を受け、決定する。
- (4) 児童生徒、教職員が濃厚接触者と確認された場合の所属する集団への措置
 - ・所属する集団（学級、学年、部活動、学年部職員等）への自宅待機等の措置については行動記録に基づき、保健所の指導を受け、適宜判断する。

4 感染者のいない学校を含めた一斉臨時休業の措置

- (1) 県知事による一斉臨時休業の要請がない場合
 - ・上記の【臨時休業(又は閉鎖)の措置について】により、学園を単位として検討する。（休業期間は、別途決定する。）
- (2) 県知事の一斉臨時休業の要請があった場合
 - ・市内一斉臨時休業とする。